

不利益処分に関する処分基準 個票

地域振興部 地域政策課

不利益処分の内容		栃木市コミュニティセンター利用承認の取消し等
根拠法令等及び条項		栃木市コミュニティセンター条例第8条
処分基準	根拠条項	栃木市コミュニティセンター条例第8条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成25年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市コミュニティセンター条例 (利用承認の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、第6条第1項の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合又はコミュニティセンターの管理上特に必要がある場合は、当該承認に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為により利用の承認を受けたとき。</p> <p>(3) 使用料を納期限までに納付しないとき。</p> <p>(4) 利用の承認の条件又は関係職員の指示に従わないとき。</p> <p>2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。</p>	